顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL: 03-5356-6377 FAX: 03-5449-1088 TEL: 048-781-2651 FAX: 048-726-0811

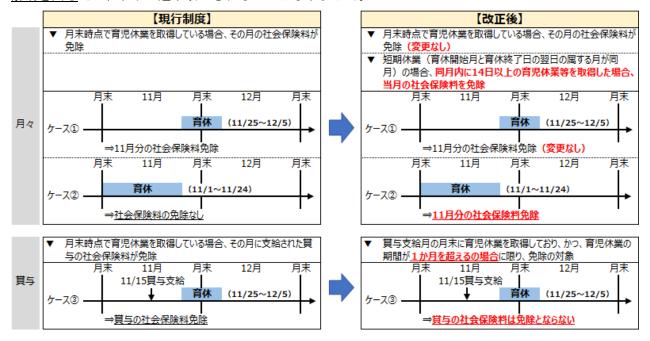
URL : http://slmo.co.jp/

※QR コードで弊社 HP ヘアクセスできます ⇒

【育児休業中の社会保険料免除要件の見直し ~令和4年10月1日施行~】

育児・介護休業法に基づき「3歳未満の子」を養育している従業員は、所定の手続きを行うことにより 育児休業中の社会保険料が免除されますが、この制度が**令和4年10月1日より改正**となります(施行 日以後に開始する育児休業より適用)。

同じくして改正となる育児・介護休業法にて、「出生時育児休業(産後パパ育休)の創設」や「育児休 業の分割取得」といった柔軟で取得しやすい育児休業が認められることとなりますが、これにより利用の 増加が見込まれる短期間の育児休業について、現行の免除制度において生じている問題点・不公平感の 解消を図るため、以下の通り改正されることとなりました。



【雇用保険料率変更について】

新型コロナウィルスの感染拡大や長期化を受け、令和4年度における雇用保険料率が下記の通り2段階で **引き上げ**となりました。

- * 令和 4 年 4 月より 0.5/1000 (事業主負担分のみ) の引き上げ
- * 令和 4 年 10 月よりさらに 4/1000 (労働者・事業主負担分それぞれ 2/1000) の引き上げ

| | 現行 | | | 令和4年4月~9月 | | | 令和4年10月~ | |
|------------------|--------|--------|----------|------------------|----------|---|----------|-----------|
| | 労働者負担 | 事業主負担 | | 労働者負担 | 事業主負担 | | 労働者負担 | 事業主負担 |
| 一般の事業 | 3/1000 | 6/1000 | → | 3/1000 (変更なし) | 6.5/1000 | • | 5/1000 | 8.5/1000 |
| 農林水産・清酒製造 の事業 | 4/1000 | 7/1000 | | 4/1000 (変更なし) | 7.5/1000 | | 6/1000 | 9.5/100 |
| 建設の事業 | 4/1000 | 7/1000 | | 4/1000 (変更なし) | 8.5/1000 | | 6/1000 | 10.5/1000 |

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

『 今月の担当:小河原 』